

庄内南部定住自立圏形成協定 変更箇所新旧対照表

新	旧																								
<p>別表第1（第3条関係） （略）</p> <p>(3) <u>子育て支援センターの相互利用</u></p> <table border="1"> <tr> <td>取組の内容</td> <td>圏域の子育て環境の充実を図るため、<u>圏域内の子育て支援センター事業について、甲及び乙の住民が相互に利用できるよう調整し</u>、子育て支援や育児相談等を展開する。</td> </tr> <tr> <td>甲の役割</td> <td>鶴岡市子ども家庭支援センターで実施する育児相談、育児講座等の事業<u>及び市内の地域子育て支援センターとの共催により実施する事業について</u>、甲及び乙の住民を対象とし、事業を実施する<u>とともに、取組の調整を図る。</u></td> </tr> <tr> <td>乙の役割</td> <td><u>乙が設置する子育て支援センターの事業について、甲の住民も利用できるようにする。</u></td> </tr> </table> <p>（略）</p> <p>(5) (三川町) / (4) (庄内町) 老人福祉施設の広域利用</p> <table border="1"> <tr> <td>取組の内容</td> <td><u>圏域の福祉体制の安定と充実を図るため、措置入所を行う。</u></td> </tr> <tr> <td>甲の役割</td> <td><u>乙及び関係機関と連携して、養護老人ホームの措置入所を行う。</u></td> </tr> <tr> <td>乙の役割</td> <td><u>甲及び関係機関と連携して、養護老人ホームの措置入所を行う。</u></td> </tr> </table>	取組の内容	圏域の子育て環境の充実を図るため、 <u>圏域内の子育て支援センター事業について、甲及び乙の住民が相互に利用できるよう調整し</u> 、子育て支援や育児相談等を展開する。	甲の役割	鶴岡市子ども家庭支援センターで実施する育児相談、育児講座等の事業 <u>及び市内の地域子育て支援センターとの共催により実施する事業について</u> 、甲及び乙の住民を対象とし、事業を実施する <u>とともに、取組の調整を図る。</u>	乙の役割	<u>乙が設置する子育て支援センターの事業について、甲の住民も利用できるようにする。</u>	取組の内容	<u>圏域の福祉体制の安定と充実を図るため、措置入所を行う。</u>	甲の役割	<u>乙及び関係機関と連携して、養護老人ホームの措置入所を行う。</u>	乙の役割	<u>甲及び関係機関と連携して、養護老人ホームの措置入所を行う。</u>	<p>別表第1（第3条関係） （略）</p> <p>(3) <u>鶴岡市子ども家庭支援センターの広域利用</u></p> <table border="1"> <tr> <td>取組の内容</td> <td>圏域の子育て環境の充実を図るため、<u>甲が設置する鶴岡市子ども家庭支援センターについて、甲及び乙の住民を対象に</u>、子育て支援や育児発達相談等を展開する。</td> </tr> <tr> <td>甲の役割</td> <td>鶴岡市子ども家庭支援センターで実施する育児相談、育児講座等の事業について、甲及び乙の住民を対象とし、事業を実施する。</td> </tr> <tr> <td>乙の役割</td> <td><u>乙の住民に対して、鶴岡市子ども家庭支援センターの適切な利用に関する普及啓発を行う。</u></td> </tr> </table> <p>（略）</p> <p>(5) (三川町) / (4) (庄内町) 老人福祉施設の広域利用</p> <table border="1"> <tr> <td>取組の内容</td> <td><u>圏域の福祉体制の安定と充実を図るため、社会福祉法人が設置する養護老人ホームの整備事業に対し、甲及び乙が連携して支援を行う。</u></td> </tr> <tr> <td>甲の役割</td> <td><u>乙と連携して、養護老人ホームの整備を行う社会福祉法人に対し支援を行うとともに、取組の調整を図る。</u></td> </tr> <tr> <td>乙の役割</td> <td><u>甲と連携して、養護老人ホームの整備を行う社会福祉法人に対し支援を行う。</u></td> </tr> </table>	取組の内容	圏域の子育て環境の充実を図るため、 <u>甲が設置する鶴岡市子ども家庭支援センターについて、甲及び乙の住民を対象に</u> 、子育て支援や育児発達相談等を展開する。	甲の役割	鶴岡市子ども家庭支援センターで実施する育児相談、育児講座等の事業について、甲及び乙の住民を対象とし、事業を実施する。	乙の役割	<u>乙の住民に対して、鶴岡市子ども家庭支援センターの適切な利用に関する普及啓発を行う。</u>	取組の内容	<u>圏域の福祉体制の安定と充実を図るため、社会福祉法人が設置する養護老人ホームの整備事業に対し、甲及び乙が連携して支援を行う。</u>	甲の役割	<u>乙と連携して、養護老人ホームの整備を行う社会福祉法人に対し支援を行うとともに、取組の調整を図る。</u>	乙の役割	<u>甲と連携して、養護老人ホームの整備を行う社会福祉法人に対し支援を行う。</u>
取組の内容	圏域の子育て環境の充実を図るため、 <u>圏域内の子育て支援センター事業について、甲及び乙の住民が相互に利用できるよう調整し</u> 、子育て支援や育児相談等を展開する。																								
甲の役割	鶴岡市子ども家庭支援センターで実施する育児相談、育児講座等の事業 <u>及び市内の地域子育て支援センターとの共催により実施する事業について</u> 、甲及び乙の住民を対象とし、事業を実施する <u>とともに、取組の調整を図る。</u>																								
乙の役割	<u>乙が設置する子育て支援センターの事業について、甲の住民も利用できるようにする。</u>																								
取組の内容	<u>圏域の福祉体制の安定と充実を図るため、措置入所を行う。</u>																								
甲の役割	<u>乙及び関係機関と連携して、養護老人ホームの措置入所を行う。</u>																								
乙の役割	<u>甲及び関係機関と連携して、養護老人ホームの措置入所を行う。</u>																								
取組の内容	圏域の子育て環境の充実を図るため、 <u>甲が設置する鶴岡市子ども家庭支援センターについて、甲及び乙の住民を対象に</u> 、子育て支援や育児発達相談等を展開する。																								
甲の役割	鶴岡市子ども家庭支援センターで実施する育児相談、育児講座等の事業について、甲及び乙の住民を対象とし、事業を実施する。																								
乙の役割	<u>乙の住民に対して、鶴岡市子ども家庭支援センターの適切な利用に関する普及啓発を行う。</u>																								
取組の内容	<u>圏域の福祉体制の安定と充実を図るため、社会福祉法人が設置する養護老人ホームの整備事業に対し、甲及び乙が連携して支援を行う。</u>																								
甲の役割	<u>乙と連携して、養護老人ホームの整備を行う社会福祉法人に対し支援を行うとともに、取組の調整を図る。</u>																								
乙の役割	<u>甲と連携して、養護老人ホームの整備を行う社会福祉法人に対し支援を行う。</u>																								

新

(略)

(3) (三川町) / (2) (庄内町) **地域**農業の研究・研修活動等の促進

取組の内容	圏域の基幹産業である農業_____を振興するため、 圏域全体で、行政が行う取組を推進するとともに 、J A、試験研究機関、山形大学農学部、 民間団体等 が行う事業を_____支援する。
甲の役割	J A、試験研究機関、山形大学農学部、民間団体等 の取組について、_____関係機関・団体等との調整及び事業企画に対する支援、管内農家等への周知等を行う。 地域 農業の推進に関する事業を拡大して実施する。
乙の役割	甲と連携して、関係機関・団体等との調整及び事業企画に対する支援、管内農家等への周知等を行う。

旧

(略)

(3) (三川町) / (2) (庄内町) **水田**農業の研究・研修活動等の促進

取組の内容	圏域の基幹産業である農業、特に 水田 農業を振興するため、J A、試験研究機関、山形大学農学部及び行政で構成する 庄内水田農業推進機構 が行う事業を 圏域全体で推進し 、支援する。
甲の役割	庄内水田農業推進機構 の取組について、事務局として関係機関・団体等との調整及び事業企画に対する支援、管内農家等への周知等を行う。 水田 農業の推進に関する事業を拡大して実施する。
乙の役割	甲と連携して、関係機関・団体等との調整及び事業企画に対する支援、管内農家等への周知等を行う。